

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年10月1日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第5-60号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（規則第5-18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には当該移動別表細目を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(選考により採用することができる職)</p> <p>第28条 次の各号に掲げる職への採用は、選考により行うことができる。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する委員会の承認があつたものとみなす。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 身体障害者をもつて補充しようとする職</u></p> <p><u>(6) 試験を行つても十分な競争者が得られない職</u> 又は職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について順位の判定が困難な職で別表第2に掲げるもの</p> <p><u>(7) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用される者をもつて補充しようとする職</u></p> <p><u>(8) 非常勤職員の職</u></p> <p><u>(9) 前各号に規定するもののほか、委員会が試験によることが適当でないとする職</u></p> <p>別表第2（第28条、第33条関係）</p> <p>(1) 事務職員及び技術職員並びにこれに相当する職員をもつて充てる職 ア～コ (略)</p> <p><u>サ 警察官（財務捜査員）</u> <u>シ 工業技術研究職</u> <u>ス 犯罪被害者等カウンセラー</u> <u>セ 航空整備士 自動車整備士</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>(選考により採用することができる職)</p> <p>第28条 次の各号に掲げる職への採用は、選考により行うことができる。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する委員会の承認があつたものとみなす。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 試験を行つても十分な競争者が得られない職</u> 又は職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について順位の判定が困難な職で別表第2に掲げるもの</p> <p><u>(6) 非常勤職員の職</u></p> <p><u>(7) 前各号に規定するもののほか、委員会が試験によることが適当でないとする職</u></p> <p>別表第2（第28条、第33条関係）</p> <p>(1) 事務職員及び技術職員並びにこれに相当する職員をもつて充てる職 ア～コ (略)</p> <p><u>サ 主事（身体障害者を対象とした一般事務、警察事務又は市町村立小中特別支援学校事務職員を採用する場合）</u></p> <p><u>シ 司書（身体障害者を採用する場合）</u></p> <p><u>ス 警察官（財務捜査員）</u> <u>セ 工業技術研究職</u> <u>ソ 犯罪被害者等カウンセラー</u> <u>タ 航空整備士 自動車整備士</u></p> <p>(2) (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。